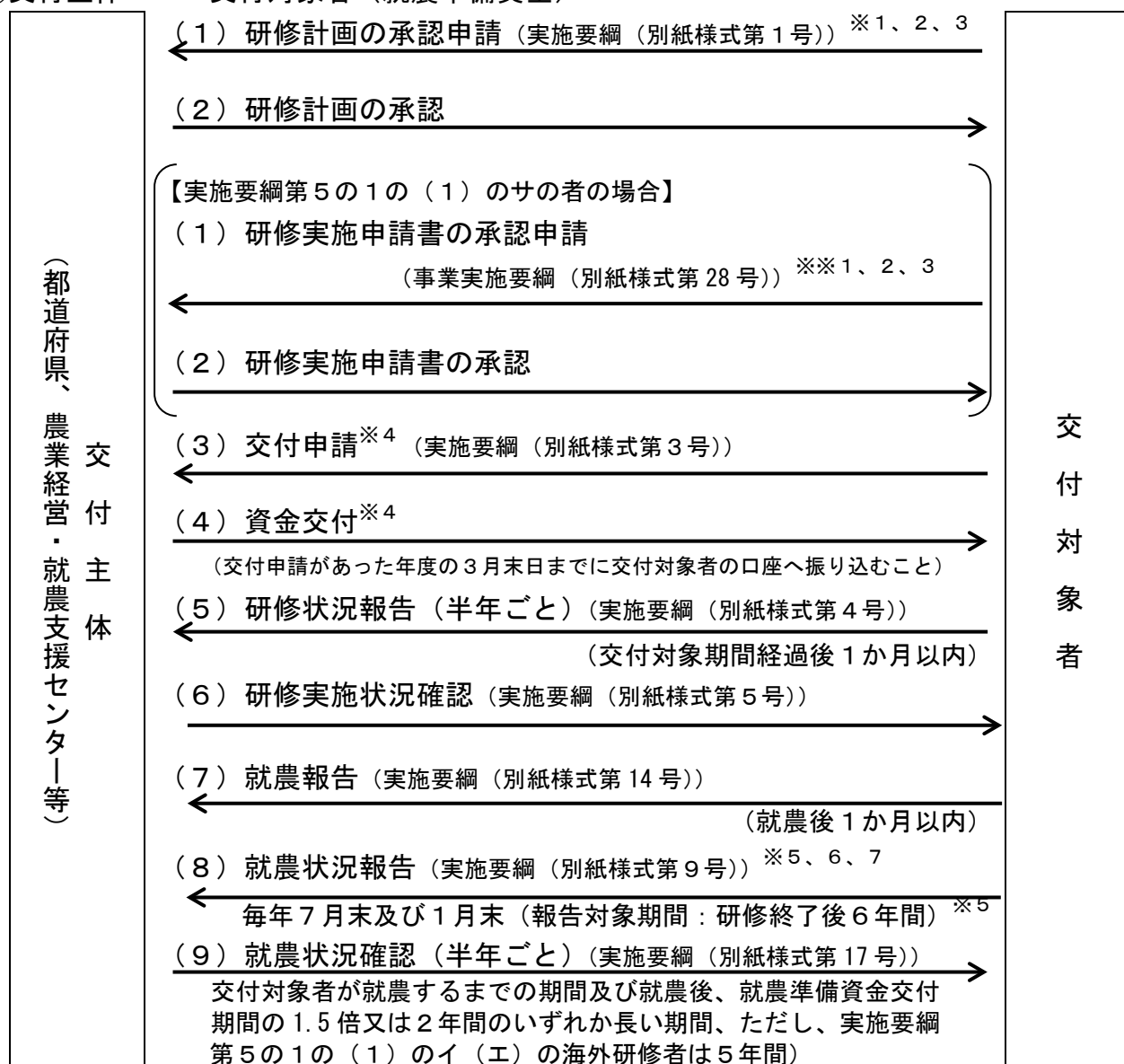


③交付主体 ⇔ 交付対象者（就農準備資金）



※１ 研修計画が変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更は除く。）される場合、計画変更の手続きを行う。なお、研修中に交付主体が切り替わる計画の承認又は変更承認を行う場合は、双方の交付主体で手続きを行うこと。

※２ 申請された研修計画の受理は、都道府県が交付主体の場合は全国農業会議所からの交付決定後（又は交付決定前着手届の提出後）、農業経営・就農支援センター等が交付主体の場合は都道府県の交付決定後（又は交付決定前着手届の提出後。具体的には道府県で定める手続きによる。）を行う。

※３ 審査を行う前に、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベースに基本情報を登録することにより、雇用就農資金（旧農の雇用事業）、令和元年度補正予算及び令和２補正予算の就職氷河期世代の新規就農促進事業、過去の農業次世代人材投資事業、令和３年度補正予算の新規就農促進研修支援事業及び令和４年度補正予算の就農準備支援事業の受給との重複を確認し、研修内容に重複がないか確認すること（審査の結果不採択となった場合は、登録した情報を削除する。）。

※※1 既に他事業において承認を受けた研修計画が変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更は除く。）される場合、計画変更の手続きを行う。なお、研修中に交付主体が切り替わる計画の承認又は変更承認を行う場合は、双方の交付主体で手続きを行うこと。

※※2 申請された研修実施申請書の受理は、都道府県が交付主体の場合は全国農業会議所からの交付決定後（又は交付決定前着手届の提出後）、農業経営・就農支援センター等が交付主体の場合は都道府県の交付決定後（又は交付決定前着手届の提出後。具体的には道府県で定める手続きによる。）に行う。

※※3 審査を行う前に、既に他の事業において研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないことを確認する。

※4 交付期間については、交付主体の判断により、1か月分の資金を毎月交付することや1年分の資金を一括で交付することができる。なお、これまでの農業次世代人材投資事業に合わせ、半年ずつの交付も可能。

※5 資金を全額返還した場合又は離農した月を含む半期分までの報告は行うこと。次の報告以降は不要。

※6 研修を休止・再開・中止する場合、研修終了後1年以内に就農が困難な場合、研修後の就農を中断・再開する場合、居住地、電話番号及び結婚、養子縁組等で苗字を変更する場合並びに離農した場合は交付主体に届出する（別紙様式第6、7、8、12、13、15、16、21号）。

※7 就農準備資金の交付期間終了後、引き続き研修を行う場合は継続研修計画（別紙様式第10号）を申請すると共に、研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。

継続研修終了後は、上記（7）～（9）を実施する。